8　勤労者のための支援制度
－ 働く方のための各種支援制度です －

◎県民労働相談センター

県庁に「ぐんま県民労働相談センター」を設置し、複数の相談員を配置した上で、全県を対象とした電話相談や市町村への出張相談を実施し、解雇、賃金不払い等の労働問題をはじめ、職場のいじめ、人間関係など幅広い相談に応じます。

また、高崎・太田の２箇所の行政県税事務所に「県民労働相談センター」を附置し、県のセンターと連携して、労働相談に対応します。

○対象者：労使一般
○費　用：無料

問い合わせ先
・ぐんま県民労働相談センター（群馬県産業経済部労働政策課内）
TEL 0120-546010(フリーダイヤル)
・西部県民労働相談センター（高崎行政県税事務所内）
・東部県民労働相談センター（太田行政県税事務所内）

◎働く人のｅーカウンセリングコーナー

働く人が、職場の人間関係や仕事に関する悩みについて、気軽に相談できるように、県のホームページ上にｅメール相談窓口「働く人のｅーカウンセリングコーナー」を開設して相談に応じています。

相談に対しては職場でのメンタルヘルスの専門家である産業カウンセラーが回答します。

【アドレス】　http://www.pref.gunma.jp/06/g2210031.html
【ｉモードアドレス】 http://www.pref.gunma.jp/mobile/g2700001.html

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課労働政策係　TEL 027-226-3402

◎働く人のメンタルヘルス相談の実施

働く人のメンタルヘルスに関して、産業カウンセラーとの面接相談を実施します（予約制）。

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課労働政策係　TEL 027-226-3402

◎群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）

若者の雇用安定及び中小企業の人材確保を図るため、職業情報の提供からカウンセリング、職業紹介、定着までを一貫して支援する「群馬県若者就職支援センター」（ジョブカフェぐんま）を高崎・桐生・沼田に開設しています。また、若者を採用したいと考えている企業の方への相談・情報提供も行っています。

○機能：
・カウンセリングから職業紹介、就職後の定着支援まで継続・一貫したきめ細かな支援の実施
・「合同企業説明会」や「企業と若者との交流会」など若者と企業とのマッチング支援
・仕事に関する情報の総合的な発信

○開所日・時間：
・若者就職支援センター【高崎】月～土曜日（年末年始、祝日を除く）　9:00～18:00
・東毛サテライト【桐生】月・火・木～土曜日（年末年始、祝日を除く）9:00～18:00
・北毛サテライト【沼田】月・水・金曜日　（年末年始、祝日を除く）　8：30～17：15

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課女性・若者就職支援室　TEL 027-226-3408
・群馬県若者就職支援センター高崎センター　【高崎】TEL 027-330-4510
・群馬県若者就職支援センター東毛サテライト【桐生】TEL 0277-20-8228
・群馬県若者就職支援センター北毛サテライト【沼田】TEL 0278-20-1155

◎ジョブカフェぐんまメールマガジン配信

求人を希望する企業の紹介や、ジョブカフェぐんまが実施する企業説明会などのイベント情報をお届けします。

○配信日：１日および１５日の毎月２回
○登　録：ジョブカフェぐんまホームページからお申し込みください。
http://www.wakamono.jp/
○購読料：無料

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課女性・若者就職支援室　TEL 027-226-3408
・群馬県若者就職支援センター高崎センター　【高崎】TEL 027-330-4510

◎ジョブカフェ・マザーズ

子育て中の女性を中心とした方の仕事探しをサポートするため、群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）高崎センター内に「ジョブカフェ・マザーズ」を開設しています。相談者への就労支援はもちろん、子育て中の女性等の採用を考えている企業の方への相談・情報提供も行っています。

○開所日・時間
・月～土曜日（年末年始、祝日を除く）9:00～18:00

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課女性・若者就職支援室　TEL 027-226-3404
・ジョブカフェ・マザーズ（群馬県若者就職支援センター高崎センター内）
TEL 027-330-4510

◎地域若者サポートステーション

若年無業者（ニート）の職業的自立を支援するため、「ぐんま若者サポートステーション」及び「東毛若者サポートステーション」を設置し、働くことについて悩んでいる若者やその家族に対する相談・支援事業を実施します。

○開所日・時間
・ぐんま若者サポートステーション　月～金、第2･第4土曜日（年末年始、祝日を除く）10:00～17:00
・東毛若者サポートステーション　月～金、第2･第4土曜日（年末年始、祝日を除く）10:00～17:00

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課女性・若者就職支援室　TEL 027-226-3408
・ぐんま若者サポートステーション　TEL 027-233-2330
・東毛若者サポートステーション　TEL 0276-57-8222

◎就職面接会

若年者（新規学卒者含む）や福祉分野へ就職を希望する方等を対象に、群馬労働局と共催で就職面接会を開催し、就職活動を支援します。

○内容：・若年者向け就職面接会
・福祉分野就職面接会

問い合わせ先
・群馬労働局職業安定課　TEL 027-210-5007
・群馬県産業経済部労働政策課女性・若者就職支援室　TEL 027-226-3408

◎Ｕターン・Ｉターンコーナー

ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」内に設置された「Ｕターン・Ｉターンコーナー」では、県内のハローワークでまとめた求人情報を提供しています。

○利用時間　１０：００～１９：００（年末年始を除く）

（群馬県内に限らず、東京をはじめとする首都圏に人材を求めようとお考えの場合、所管のハローワークへ求人申込書を出すときに、窓口で「Ｕターン就職者も対象とする」旨を告げてください。
なお、企業案内、会社概要などがあれば、求人申込書と一緒に提出してください。）

また、週１回、ジョブカフェぐんまのカウンセラーによるＵ・Ｉターン等就職相談も行っています。

○相談日時：毎週日曜日　１０：００～１８：００

問い合わせ先
・Ｕターン・Ｉターンコーナー（ぐんま総合情報センター内）　TEL 03-3546-8511

◎Ｕ・Ｉターン就職支援

群馬県へのU･Ｉターン就職を促進することを目的として、都内での合同企業説明会や県内企業訪問バスツアー、「ぐんまちゃん家」等を活用したＧターンカフェ等を実施するとともに、県内外の大学等と連携した群馬県独自のU･Ｉターン就職支援協力校制度「Ｇターン倶楽部」の参加大学等を通じて、本県出身者に県内の就職情報や企業情報を積極的に発信・提供しています。

また、企業側のニーズと学生側のニーズを踏まえて柔軟な対応ができる、群馬県独自の学生向けインターンシップ「Ｇターンシップ」を実施する。

※「Ｇターン」とは、「群馬県へのＵ・Ｉターン」のことをいいます。

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課女性・若者就職支援室　TEL 027-226-3408
・群馬県若者就職支援センター高崎センター　【高崎】TEL 027-330-4510

◎群馬県シニア就業支援センター

群馬県シニア就業支援センターでは、中高年齢者に多様な就業機会を提供するため、再就職に向けた就職相談や退職後の能力活用についての相談のほか、就農・起業・ボランティア活動などについての相談も行っています。

○開所日時：月～金曜日（年末年始、祝日を除く）　９：００～１７：１５
○内　　容：
・再就職のための就職相談（適性診断、就職先の選び方、履歴書の書き方、面接対策など）
・求人情報の提供、職業紹介の実施
・高年齢者の能力活用に関する相談・マッチングの実施
・就農、起業、地域活動などの相談・情報提供・専門機関への案内誘導
○対 象 者：団塊世代等の中高年齢者（概ね３５歳以上の方からの相談に応じます）
○費　　用：無料

問い合わせ先
・群馬県シニア就業支援センター（群馬県長寿社会づくり財団内）　TEL 027-255-2300
・群馬県産業経済部労働政策課雇用促進係　TEL 027-226-3407

◎障害者就労サポートセンター 拡充

一人でも多くの障害者の就労希望を実現するため、企業や就労支援機関への支援など、関係機関との連携強化により、就労支援体制の整備、職場実習・就職先の開拓を積極的に推進していきます。

○内　容
・関係機関の連携により、特別支援学校高等部の生徒に対する在学中からの就労支援等を実施
・障害者就業・生活支援センターの登録者等に対する職場実習・就職先の開拓等を実施
・企業の経営者や人事担当者等を対象に、障害者雇用に係る先進事例の紹介等を行うセミナーを実施

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課障害者就労支援係　TEL 027-226-3403

◎障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、障害のある方の就業及びこれに伴う日常生活・社会生活を支援しています。また、障害のある方を雇用している、又はこれから雇用しようと考えている事業主の方への支援も行っています。

○障害のある方への支援
就業面での支援
・職業準備訓練、職場実習のあっせん、就職活動の支援、職場定着支援、ハローワーク等関係機関との連絡調整
生活面での支援
・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、住居、年金、余暇活動等に関する助言
○事業主の方への支援
・障害のある方の雇入れ、雇用する障害のある方の職場適応、職場定着に関する相談など
○費用：無料（事前に管轄のセンターへご連絡願います）

問い合わせ先
・群馬県産業経済部労働政策課障害者就労支援係　TEL 027-226-3403
・各障害者就業・生活支援センター
（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎勤労者教育資金

県内に１年以上居住し、同一の企業に１年以上勤務している勤労者またはその子どもの高校や大学等への進学のために必要な資金を融資します。

○融資限度額：２００万円
○融 資 利 率：年１．７％（別途保証料０．４％）
○融 資 期 間：１０年以内（内据置４年以内）
○申 請 時 期：随時
○申　請　先：中央労働金庫県内各支店

問い合わせ先
・中央労働金庫県内各支店
・群馬県産業経済部労働政策課労働政策係　TEL 027-226-3402

◎失業者緊急教育資金

県内に１年以上居住し、原則として同一の企業に１年以上勤務していた失業者または同一企業に１年以上勤務していた人が失業者となった後、再就職して１年未満である勤労者の子どもの高校や大学等への進学のために必要な資金を融資します。

○融資限度額：１００万円

○融 資 利 率：年１．２％（別途保証料０．４％）
○融 資 期 間：１０年以内（内据置４年以内）
○申 請 時 期：随時
○申　請　先：中央労働金庫県内各支店

問い合わせ先
・中央労働金庫県内各支店
・群馬県産業経済部労働政策課労働政策係　　TEL 027-226-3402

◎失業等給付

失業等給付には、被保険者である労働者が失業した場合の生活の安定を図り求職活動を容易にするための「求職者給付」と、失業者が再就職するのを援助・促進するための「就職促進給付」、労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職を促進するための「教育訓練給付」（別掲）及び高年齢者や育児・介護休業者の職業生活の円滑な継続と職場復帰を援助・促進するための「雇用継続給付」（別掲）があります。

○求 職 者 給 付：雇用保険被保険者が失業した場合に受けられる給付（離職理由、被保険者期間、離職時年齢によって給付日数等が異なります。基本手当、高年齢求職者給付金等）
○就職促進給付：雇用保険の受給資格者が再就職し、一定の要件を満たした場合に受けられる給付（基本手当の支給残日数に応じて支給日数が異なります。就業手当、再就職手当、就業促進定着手当等）
○教育訓練給付：（別掲）
○雇用継続給付：（別掲）

問い合わせ先
・群馬労働局職業安定課　　TEL 027-210-5007
・各公共職業安定所（ハローワーク）　（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎教育訓練給付

雇用安定と再就職促進を図るため労働者の能力開発にかかわる教育訓練経費の一部を支給する給付や、失業状態にある被保険者の訓練受講を支援するための給付があります。

（１）一般教育訓練での教育訓練給付金
○対 象 者：一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった者（離職者）（一般被保険者でなくなった後１年以内に教育訓練を開始した者）
（必要となる主な条件）
・厚生労働大臣指定の一般教育訓練講座を受講・修了した場合
・一般被保険者であった期間が通算して３年以上（ただし、当分の間、初めて教育訓練給付を受けようとする者については、支給要件期間が１年以上ある者）
・過去に当給付金を受けた場合、前回の受給から今回の受講開始日前までに３年以上経過
○対象経費：入学金、受講料の一部
○支 給 額：指定教育訓練施設に受講のために支払った入学金、受講料の２０％相当額
○限 度 額：１０万円
○申請時期：訓練修了日の翌日から１か月の間

（２）専門実践教育訓練での教育訓練給付金
○対 象 者：一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった者（離職者）（一般被保険者でなくなった後１年以内に教育訓練を開始した者）
（必要となる主な条件）
・厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練講座を受講・修了した場合
・一般被保険者であった期間が通算して１０年以上（ただし、当分の間、初めて教育訓練給付を受けようとする者については、支給要件期間が２年以上ある者）
・過去に当給付金を受けた場合、前回の受給から今回の受講開始日前までに１０年以上経過
○対象経費：入学金、受講料の一部
○支 給 額：指定教育訓練施設に受講のために支払った入学金、受講料の４０％相当額

○限 度 額：訓練期間が１年の場合３２万円、２年の場合６４万円、３年の場合９６万円
○申請時期：訓練前にキャリア・コンサルタントからジョブ・カードの交付を受け、受講開始日の１か月前までに事前申請が必要
その後、受講開始日から６か月ごとの期間の末日の翌日から１か月の間

（３）専門実践教育訓練での教育訓練支援給付金
一定の条件を満たす４５歳未満の離職者が上記（２）の教育訓練（通信制又は夜間制を除く）を受講する場合に、訓練期間中に原則として離職直前の６か月間に支払われた賃金額に基づき算出された額（基本手当の日額に相当する額の５０％）を支給。

問い合わせ先
・群馬労働局職業安定課　　TEL 027-210-5007
・各公共職業安定所（ハローワーク）（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎雇用継続給付

（１）高年齢雇用継続給付
一定の要件を満たす６０歳以上６５歳未満の雇用保険の一般被保険者で、６０歳到達時点の賃金と比べて７５％未満に低下した状態で働き続けている労働者に対して支給される給付金。

（２）育児休業給付
雇用保険の一般被保険者が１歳（支給対象期間の延長に該当する場合は１歳６か月）未満の子を養育するために育児休業を取得し、一定の要件を満たす場合に支給される給付金。

○支 給 額：休業開始時賃金日額×支給日数×６７％（休業開始から６か月経過後は５０％）
○支給日数：（Ⅰ）〔(Ⅱ)以外の支給対象期間〕　　３０日
（Ⅱ）〔休業終了日の属する支給対象期間〕　支給対象期間の日数
※ただし、休業中の賃金と給付額の合計が休業開始前賃金の８０％以上の場合は超えた額が減額されます。

（３）介護休業給付
家族を介護するための介護休業を取得した一般被保険者が、一定の要件を満たす場合に支給される給付金。（９３日を限度）

○支 給 額：休業開始時賃金日額×支給日数×４０％
○支給日数：（Ⅰ）〔(Ⅱ)以外の支給対象期間〕　　３０日
（Ⅱ）〔休業終了日の属する支給対象期間〕　支給対象期間の日数
※ただし、休業中の賃金と給付額の合計が休業開始前賃金の８０％以上の場合は超えた額が減額されます。

問い合わせ先
・群馬労働局職業安定課　　TEL 027-210-5007
・各公共職業安定所（ハローワーク）　（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎職業訓練受講給付金
特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

○特定求職者
・ハローワークに求職の申込みをしていること
・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
・労働の意思と能力があること
・職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
○支給要件
・本人収入が月８万円以下
・世帯全体の収入が月２５万円（年300万円）以下
・世帯全体の金融資産が３００万円以下

・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
・全ての訓練実施日に出席している
・同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
・過去３年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない
○支給額
職業訓練受講手当：月１０万円
通　所　手　当：職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

問い合わせ先
・群馬労働局地方訓練受講者支援室　TEL 027-897-3612
・各公共職業安定所（ハローワーク）　（巻末「問い合わせ先一覧」参照）

◎企業都合退職者の再就職支援

現在企業に在籍している方が企業の都合によって再就職の必要性が生じる場合、企業からの要請に基づき、本人が希望しての登録後より、在職中から離職後１年間にわたり職業相談や職業訓練の斡旋（一部経費助成あり）・研修・職業紹介などを通じて再就職支援を行います。（支援は再就職1回で終了します）

企業都合退職とは希望退職・定年退職・雇用契約期間満了、解雇等をいいます。

○費　　用：無料（在職中に雇用保険に加入していること）

問い合わせ先
・公益財団法人産業雇用安定センター群馬事務所　TEL 027-255-2586

◎中小企業退職金共済制度

退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

○掛金の種類：月額５，０００円から３０，０００円までの１６種類

問い合わせ先
・独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部　TEL 03-6907-1234

◎スキルアップセミナー（在職者訓練）

※５　研修・セミナーなど
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.84）

◎在職者セミナー

※５　研修・セミナーなど
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.84）

◎技能検定試験

※７　資格や計画などの認定・承認・指定制度
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.102）

◎ビジネス・キャリア検定試験

※７　資格や計画などの認定・承認・指定制度
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.102）

◎職業訓練指導員免許
※７　資格や計画などの認定・承認・指定制度
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.102）

◎卓越した技能者（現代の名工）表彰
※７　資格や計画などの認定・承認・指定制度
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.102）

◎優秀技能者表彰
※７　資格や計画などの認定・承認・指定制度
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.103）

◎複合技能認定
※７　資格や計画などの認定・承認・指定制度
【働く方々のスキルアップを目指す皆様へ】を参照。（P.103）